

平成28年3月31日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

ホールディングカンパニー制移行に伴う一般担保付社債の取扱いについて（契約締結等）

当社は、平成28年4月1日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除きます）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付で東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付で東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付で東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます）し、ホールディングカンパニー制に移行いたします（平成27年5月1日開示済み）。

ホールディングカンパニー制への移行にあたっては、平成26年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画（その後の変更を含みます）において、本件吸収分割前に発行された一般担保付社債について、債権者の権利に実質的な影響を与えない方策を講じることとしており、今般、当社は、募集により発行した一般担保付社債の社債権者の権利の保護に関する関連契約を締結しましたので、お知らせいたします。

一般担保付社債に係る債務の取扱い及び社債権者の権利保護の仕組みについては、以下の通りです。

記

1. 本件吸収分割の効力発生日（明日）における一般担保付社債に係る債務の取扱い

本件吸収分割の効力発生日前日（本日）において残存する一般担保付社債に係る債務については、明日以降、当社が引き続き負担いたします。

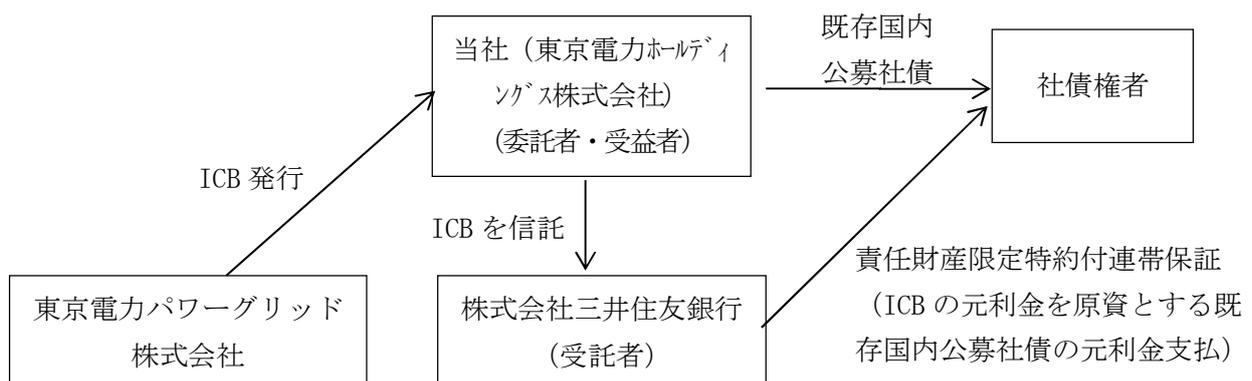
2. 社債権者の権利保護の仕組み

(1) 国内で募集により発行した一般担保付社債（以下、「既存国内公募社債」といいます）

- ① 東京電力パワーグリッド株式会社が、本日現在残存している既存国内公募社債の各号（別添に記載）と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond）といいます）を明日発行し、当社が全額を引き受けます。既存国内公募社債の元利金支払のために必要な資金はICBの元利金によって確保されるため、既存国内公募社債の元利金支払の確実性は維持されます。

- ② 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者、ICB及び金銭を信託財産とする信託を設定します（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ICB信託契約」といいます）。また、本件ICB信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証します（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」といいます）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されるため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てになりません（責任財産限定特約付）。
- ③ 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるICBの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われます。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行います。
- ④ 東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問いません。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付します（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除されます。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなります。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ICB信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還します。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなります。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記③及び本④のような取扱いがなされると考えておりますが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できません。
- ⑤ 上記③及び④以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ICB信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還します。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなります。

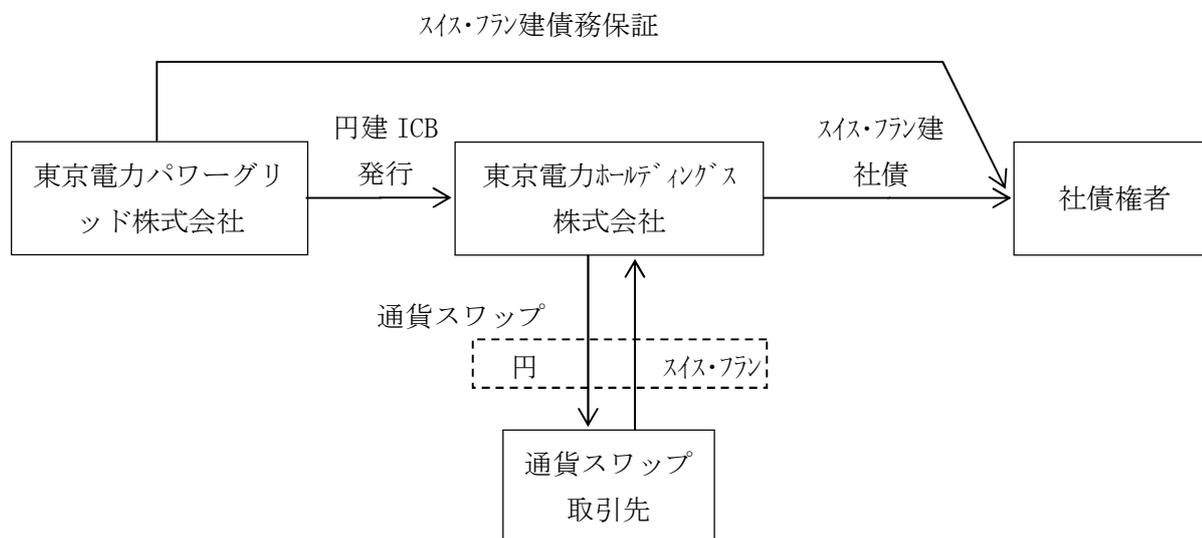
【既存国内公募社債の権利保護の仕組み】



(2) 東京電力第 17 回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）（以下、「スイス・フラン建社債」といいます）

- ① 東京電力パワーグリッド株式会社が、明日、スイス・フラン建社債の支払債務¹と、支払期日及び支払金額が同等となるような ICB（円建）を発行し、当社が全額を引き受け、ICB（円建）について、当社を委託者兼受託者、スイス・フラン建社債の主支払代理人である BNP PARIBAS (SUISSE) SA を受益者とする自己信託を行います。また、自己信託設定後は、当社（受託者）が、ICB のキャッシュフローを背景としてスイス・フラン建社債の元利金を受益者に対して支払うことができるようにするため、当社（受託者）は、金融機関と締結済の既存通貨スワップ契約と同一の期日及び金額において、信託財産から当社（委託者）に対して円を支払い、当社（委託者）からスイス・フランを受領する内容の、通貨スワップを行うこととします。スイス・フラン建社債の元利金支払のために必要な資金を ICB の元利金によって確保できるため、スイス・フラン建社債の元利金支払の確実性は維持されます。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記のような取扱いがなされると考えておりますが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できません。
- ② 東京電力パワーグリッド株式会社は、スイス・フラン建社債を債務保証します。
- ③ スイス・フラン建社債の元利金支払は、東京電力パワーグリッド株式会社による債務保証後も当社（受託者）が継続して行います。

【スイス・フラン建社債の権利保護の仕組み】



¹ 当社はスイス・フラン建社債発行時にスイス・フラン／円の通貨スワップ契約を金融機関と締結しております。これにより、スイス・フラン建社債の元利金支払に必要な外貨は通貨スワップによって充足されるため、当社の実質的な債務負担は円貨で確定しています。

準抛法の違い等により、スイス・フラン建社債は既存国内公募社債と異なる対応となりますが、双方ともに十分な権利保護が図られていると判断しております。

〔その他〕

当社は、上記 2. の既存国内公募社債以外の金融機関向け国内円建私募普通社債、株式会社日本政策投資銀行からの一般担保付借入金及び金融機関からの無担保借入金については、効力発生日以降も元利金支払の確実性を維持する目的で、本件吸収分割の各承継会社による金融債務の全部又は一部を対象とする ICB 及び金銭準消費貸借契約に基づく各承継会社宛貸付債権（「ICL」（Inter Company Loan）といいます）の発行等を行い、当該 ICB 及び ICL 等を信託財産とする信託の設定並びに信託財産を原資とする受託者の連帯保証を行うこととし、関連契約の締結を行いました。また、無担保借入金等の一部については、効力発生日以降も元利金支払の確実性を維持する目的で、東京電力パワーグリッド株式会社が金融機関と債務保証契約の締結を行っております。

以 上

国内公募社債

東京電力株式会社第 436 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 440 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 441 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 443 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 446 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 448 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 455 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 457 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 459 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 466 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 520 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 521 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 522 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 523 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 524 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 525 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 526 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 528 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 529 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 530 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 531 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 532 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 534 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 535 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 536 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 537 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 539 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 540 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 542 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 544 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 545 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 547 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 548 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 549 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 551 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 553 回社債 (一般担保付)
東京電力株式会社第 554 回社債 (一般担保付)

東京電力株式会社第 556 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 558 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 559 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 560 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 562 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 563 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 564 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 565 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 566 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 567 回社債（一般担保付）
東京電力株式会社第 568 回社債（一般担保付）